

令和2年度 第1回鹿児島空港周辺地域環境整備委員会

日時：令和2年10月2日（金）

午後2時～

場所：溝辺総合支所第1・2会議室

会 次 第

1 開会

2 委員の委嘱

3 委員長及び副委員長の選出

4 委員会の運営について

5 協議

空港周辺地域環境整備事業の概要及び見直し案について

資料1

6 報告

(1) 航空機騒音監視測定局における航空機騒音測定結果について

資料2

(2) 鹿児島空港における航空路線の状況について

資料3

7 その他

8 閉会

鹿児島空港周辺地域環境整備委員会委員等名簿

<鹿児島空港周辺地域環境整備委員会委員>

	団体名	役職	氏名（敬称略）
1	霧島市	企画部長	有馬 博明
2	陵北地区自治公民館	館長	今吉 法行
3	大川内岡地区自治公民館	館長	岩元 義明
4	石峯地区自治公民館	館長	末永 利治
5	麓原地区自治公民館	館長	鎌田 稔
6	玉利地区自治公民館	館長	山下 初男
7	陵南地区自治公民館	館長	岩下 さつき
8	論地地区自治公民館	館長	内村 俊博
9	三縄地区自治公民館	館長	東郷 護寛
10	水尻横頭地区自治公民館	館長	重森 隆
11	中福良地区自治公民館	館長	徳丸 靖人
12	日当山地区自治公民館	館長	土井 忠彦
13	姫城地区自治公民館	館長	万膳 洋孝
14	溝辺地区民生員児童委員協議会	溝辺地区民生委員児童委員	米丸 万里子
15	溝辺地区自治公民館連絡協議会	会長	岩元 晃一
16	隼人地区自治公民館連絡協議会	会長	林 慶藏
17	迫間自治会	会長	今村 広嗣

<国>

1	大阪航空局鹿児島空港事務所	総務課長	原 寿文
2	大阪航空局鹿児島空港事務所	総務課課長補佐	代田 薫平

<鹿児島県>

1	企画部交通政策課航空対策係	係長	三角 康貴
2	企画部交通政策課航空対策係	主事	福坪 大樹

<事務局>

1	企画部地域政策課	課長	藤崎 勝清
2	企画部地域政策課地域政策グループ	グループ長	横山 雅春
3	企画部地域政策課地域政策グループ	主事補	鶴園 萌
4	溝辺地域振興課	課長	齋藤 修
5	溝辺地域振興課	主幹	西溜 和幸
6	溝辺地域振興課地域振興・教育グループ	主査	重丸 純二

空港周辺地域環境整備事業の概要及び見直し案について

<報告>

- 1 空港周辺地域環境整備事業の沿革……………1
- 2 空港周辺地域環境整備事業の概要……………2
- 3 空港周辺地域環境整備事業の概要(現行制度のみ掲載)……………3
- 4 鹿児島空港周辺地域環境整備基金の活用状況……………4
- 5 空港周辺地域環境整備交付金の活用状況……………5
- 6 令和元年度航空機燃料譲与税充当実績……………6

<協議>

- 7 令和元年度の本委員会が出された意見及び当該意見等に対する検討……………7
- 8 対象事業の見直しに係る方向性及び財政シュミレーション……………8・9
- 9 財政シュミレーションの結果等を踏まえた見直し案……………10
- 10 見直し後の空港周辺地域環境整備事業の概要(現行制度のみ掲載)……………11

令和2年10月2日

令和2年度第1回鹿児島空港周辺地域環境整備委員会

1 空港周辺地域環境整備事業の沿革

年月日	国の動向	霧島市の動向
S47.4.1	鹿児島空港供用開始	
S49.11.25	第一種区域の指定(告示) 溝辺町大字麓、隼人町大字嘉例川、大字西光寺	
S54.7.10	第一種区域の指定(告示) 溝辺町大字麓、隼人町大字嘉例川、大字西光寺	
S57.3.30	第一種区域の指定(告示) 溝辺町大字麓、隼人町大字嘉例川、大字西光寺 大字東郷、大字内	
S57.4.1	国際線旅客ターミナル供用開始	
H4.11.26	鹿児島空港運用時間の延長(13時間→14時間)	時間延長に伴う地元住民への騒音対策として、旧溝辺町及び旧隼人町が、県からの支援を受けて「鹿児島空港周辺地域環境整備基金」を設置し、住宅防音対策(空調機設置に対する助成)等を実施。 ☑ 旧溝辺町:7億円(県5億円・旧溝辺町2億円) ☑ 旧隼人町:1億円(県8千万円・旧隼人町2千万円)
H17.11.17		霧島市誕生 「霧島市空港周辺地域環境整備基金条例」及び「関連する補助金交付要綱」の制定
H24.4.20	第一種区域の指定(告示) 溝辺町麓並びに隼人町嘉例川、同町西光寺及び同町東郷の 部分指定	第一種区域の範囲の縮小に伴い、当該除外された地域は、国庫補助の適用対象外となったことから、市補助金交付要綱を改正し、基金の適用対象に追加した。
H29.3.26	鹿児島空港運用時間の延長(14時間→15時間)	空港周辺の環境整備や地域活性化を図るため、空港周辺の地区自治公民館等に対して、「空港周辺地域環境整備(施設整備)交付金」及び「空港周辺地域環境整備交付金」を交付した。

補助事業の実施

補助事業の実施

2 空港周辺地域環境整備事業の概要

国

関係法令 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)

対象区域 **第一種区域**
 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(以下「第一種区域」という。)に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に関し助成の措置をとるものとする。(法第8条の2)

対象世帯 27世帯(溝辺7世帯・隼人20世帯)

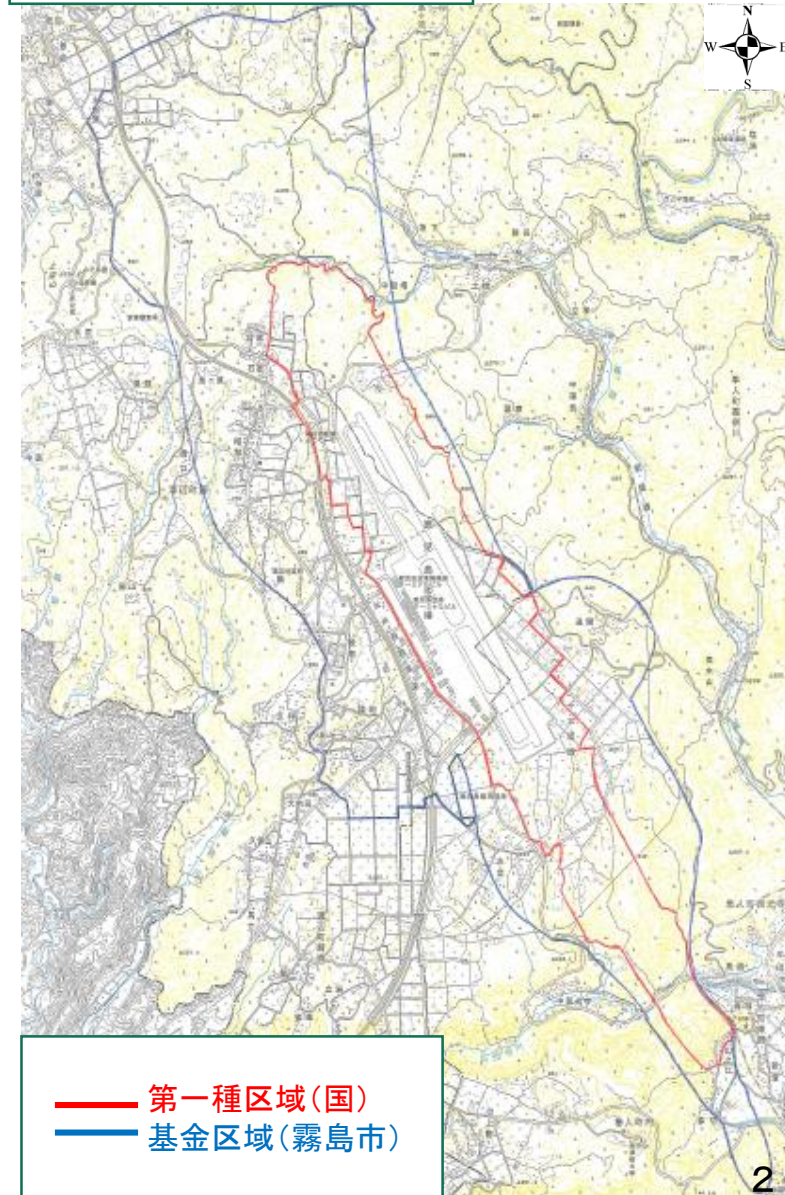
霧島市

関係法令 霧島市空港周辺地域環境整備基金条例(平成17年霧島市条例第87号)

対象区域 **基金区域**
 平成4年の運用時間延長時に旧溝辺町と旧隼人町で基金区域を設定。国が住宅防音工事などの実施区域を定めた当時の騒音指数W値75以上の第一種区域に対して、W値70を基準とすることとし、第一種区域に隣接する約500mの範囲を中心に集落の繋がり等を配慮して設定。

対象世帯 739世帯(溝辺662世帯・隼人77世帯)

第一種区域・基金区域マップ



3 空港周辺地域環境整備事業の概要(現行制度のみ掲載)

個人に対する支援

①空気調和機器設置費補助金(市)

- 対象区域:基金区域(溝辺・隼人)
- 対象戸数:739世帯(溝辺662世帯・隼人77世帯)
- 補助対象:国の住宅騒音防止対策で設置した冷暖房機器の更新
- 対象経費:市販されている冷暖房機器の更新工事【2回目まで】
- 費用負担:基金95%、自己負担5%

②空気調和機器設置費補助金(国)

- 対象区域:第一種区域(溝辺・隼人)
- 対象戸数:27世帯(溝辺7世帯・隼人20世帯)
- 補助対象:昭和57年3月30日現在所在する住宅。
- 対象経費:市販されている冷暖房機器の更新工事【3回目まで】
- 費用負担:国補助60%、基金25%、市10%、自己負担5%

③空気調和機器稼働費補助金(市)

- 対象区域:第一種区域(溝辺)
- 対象戸数:7世帯
- 補助対象:昭和57年3月30日において現に所在する住宅で、同日以前から居住している者。
- 対象経費:月の住宅用電気代
- 費用負担:市(航空機燃料譲与税)100%
(ただし、限度額は年3万円)

④テレビジョン放送受信料補助金

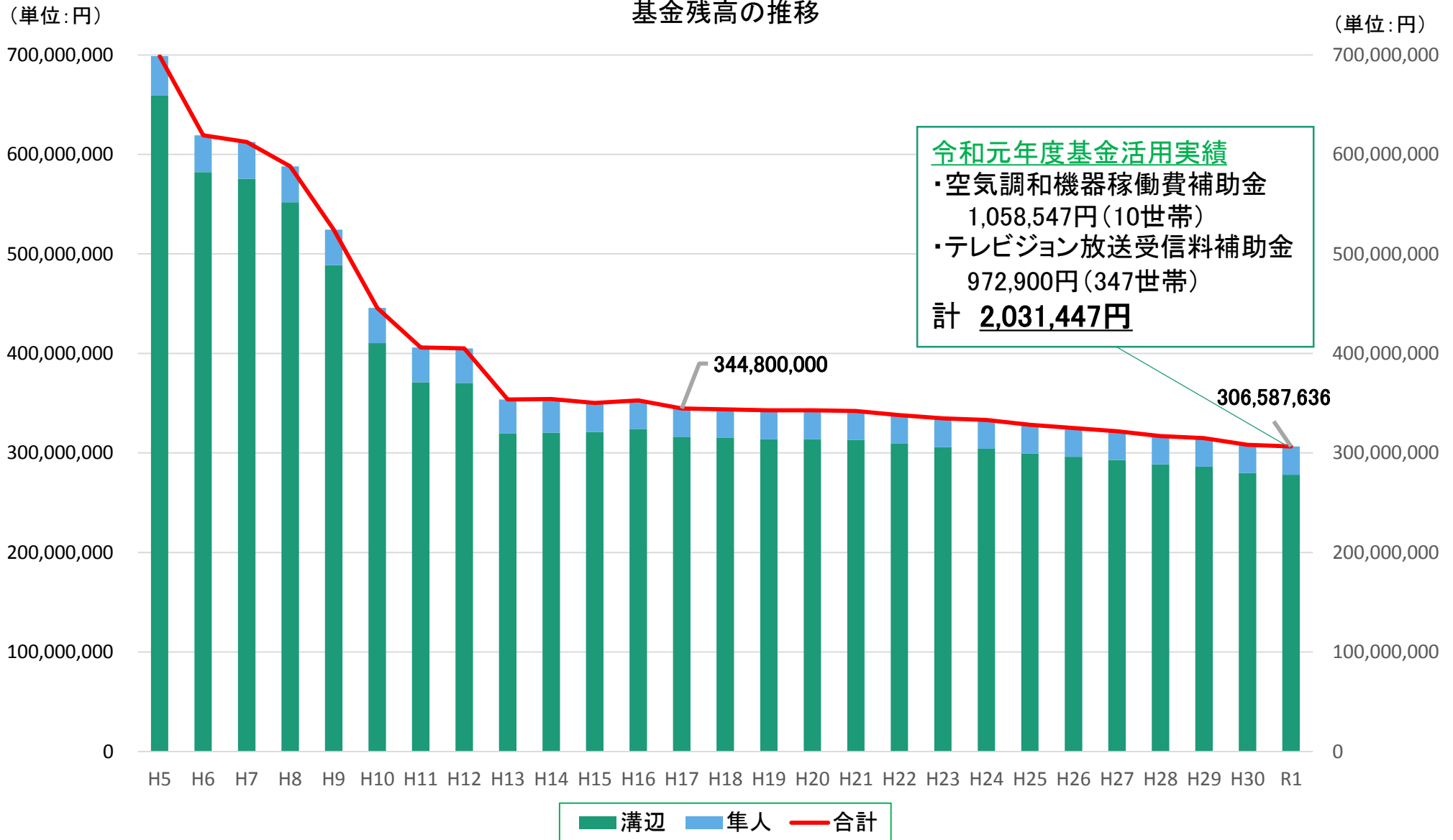
- 対象区域:基金区域(溝辺)・第一種区域(溝辺)
- 対象戸数:669世帯
- 補助対象:
平成21年3月31日以前から引き続き居住する世帯で、NHKと放送受信契約を締結している者。
- 補助対象経費:NHK放送の受信料
- 費用負担:基金100%(ただし、限度額は年2,820円。)

団体に対する支援

⑤空港周辺地域環境整備交付金

- 交付対象者:溝辺地区の9地区自治公民館並びに隼人地区の3地区自治公民館及び一部の自治会
- 対象経費:①霧島市地域振興補助金の対象事業②霧島市地区活性化補助金の対象事業③防犯灯のLED化事業
- 費用負担:基金100%(全額が県からの補助金)

4 鹿児島空港周辺地域環境整備基金の活用状況



5 空港周辺地域環境整備交付金の活用状況

地区自治公民館 (自治会)	支出額の累計 (円)	令和元年度	
		支出額(円)	交付金充当事業
大川内岡	15,322,665	2,087,919	①集会施設等整備(公民館解体・建設他)②LED外灯整備事業③地域活性化事業
石峯	2,518,880	1,178,480	①公民館倉庫新築工事②防犯灯LED化
麓原	2,170,822	291,600	①LED外灯整備②空調機設置
論地	10,146,303	1,937,358	①LED外灯設置整備事業②集会施設等整備事業(外装塗装)③スポーツ施設等整備事業(トイレ)④無線・有線放送施設整備事業⑤敬老会・十五夜事業
玉利	2,615,465	692,049	①公民館敷地周辺フェンス設置工事②防犯灯LED化工事③スポーツ大会④敬老会⑤アルミテント購入⑥備品購入
陵南	1,518,188	150,000	①十五夜
水尻横頭	7,352,316	7,061,476	①公民館既存分解体工事②公民館建設及び付帯工事③空調機移設工事④防犯灯LED取替工事
陵北	8,295,979	8,058,379	①公民館新築工事
三縄	9,330,304	349,032	①LED防犯灯②健康増進事業③高齢者支援事業
中福良	7,999,312	100,000	①嘉例川活性化委員会
迫間	822,362	595,392	①集会施設整備事業②共同墓地環境整備事業
日当山	13,791,168	490,000	①無線放送施設整備
姫城	5,684,973	1,260,709	①集会施設整備事業②外灯LED化③グラウンドゴルフ大会④防犯教室⑤夏祭り

6 令和元年度 航空機燃料譲与税充当実績

区 分	事 業 名	事 業 費(円)	うち航空機燃料 譲与税充当額(円)
航空機による騒音等により生ずる障害の 防止(令3条1号)	空調機稼動費助成事業	162,305	162,000
	宮内小学校屋上防水改修工事	14,802,000	14,802,000
	溝辺中学校エアコン修繕	363,000	363,000
	宮内児童クラブ新築工事設計業務委託	4,735,280	4,735,000
	溝辺コミュニティセンター外壁等修繕	226,000	226,000
	溝辺公民館空調機器改修工事設計業務委託	324,000	324,000
	溝辺公民館空調機改修工事	10,481,130	10,481,000
	溝辺公民館事務所空調機器更新修繕	898,560	898,000
	小 計	31,992,275	31,991,000
市町村又は都道府県が設置し又は管理 する空港の整備及び維持管理 (令3条2号)			
	小 計	0	0
空港に関連する上下水道、排水施設、清 掃施設、道路、河川、駐車場及び公園の 整備(令3条3号)	馬立～北原線道路改良工事	42,202,790	19,101,000
	論地通り1号線道路改良工事	31,312,956	14,092,000
	麓第一土地区画整理事業	111,466,029	42,284,000
	市道市債償還(溝辺町分)	109,509,354	39,808,000
	小 計	294,491,129	115,385,000
空港又は航空機の災害に備えるため、 空港又はその周辺に設置される消防施 設の整備(令3条4号)	隼人方面宮内部消防詰所改築工事	21,328,600	1,528,000
	溝辺方面隊崎森分団消防詰所増築工事	14,861,400	1,861,000
	小 計	36,190,000	3,389,000
合 計		362,673,404	150,765,000

7 令和元年度の本委員会で出された意見及び当該意見等に対する検討

<意見(基金関連分)>

【意見1】基準日後に転入してきた方についても、基金事業の対象としてほしい。

【意見2】空港周辺の教育施設を整備してほしい。

【意見3】騒音・環境対策等に対する実質的な事業を実施してほしい。



検討に当たっての基本的な考え方

①既得の権益的地位への配慮【意見1】

☑ 基準日後に転入してきた方を基金事業の対象に加えることにより、基準日以前に転入してきた方が有する「一定の利益を享受することができる地位(既得の権益的地位)」を不当に損なうことがないよう、十分配慮する必要がある。

②基金事業の安定的な運営【意見1】

☑ 「基準日については、国庫補助事業と同様の取り扱いとする」旨の県との合意のもと基金を設置した経緯がある。

☑ 基準日以降に転入してきた世帯を基金事業の対象とした場合、併せて、現在の地域の生活環境を踏まえ、基金対象区域の再設定についても検討を行う必要がある。

再設定を行う際の騒音測定の結果、基金対象区域から除外される世帯が発生する可能性がある。

③国庫補助事業」と「基金事業」における空調機の更新に係る補助対象経費の相違【意見3】

☑ 国庫補助事業は、空調機の更新に係る補助として3回分までが認められている。

☑ 一方で、基金事業は、2回分までの更新とされている。

④「国庫補助事業」と「基金事業」の対象施設の相違【意見2】・【意見3】

☑ 国庫補助事業は、住宅のほか、保育所及び特別養護老人ホーム等(以下「社会福祉施設等」という。)において騒音防止工事を実施する場合も補助対象としている。

☑ 一方で、基金事業は、住宅を対象施設としているが、社会福祉施設等については補助対象外としている。

☑ 超高齢化の進展や共働き世帯の増加等、社会的な環境の変化を考慮すると、今後も社会福祉施設等を利用する者は増加すると見込まれる。

8 対象事業の見直しに係る方向性及び財政シュミレーション

<意見1> 基準日後に転入してきた方についても、基金事業の対象としてほしい。



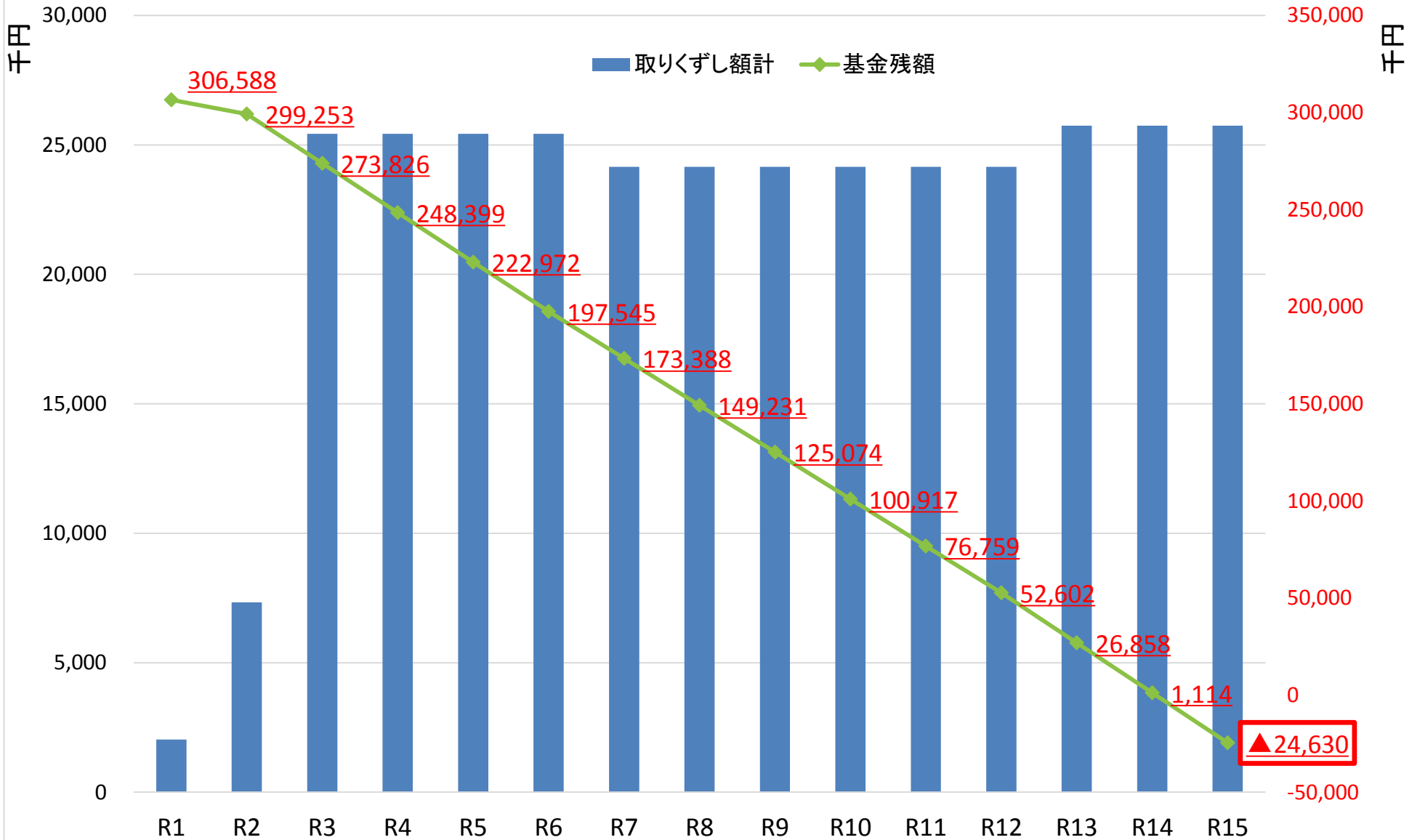
<財政シュミレーションの実施>

上記意見の実現性を財政面から検証するため、次の条件により、シュミレーションを実施した。

- ☑ 空調機の更新工事に係る市の財政負担は、105,800円(令和元年度平均値)とする。
- ☑ テレビ受信料への補助は、今後も令和元年度実績値と同水準で推移するものとする。
- ☑ 基金の財産運用収入(利子)は加味しない。
- ☑ 基金事業対象者(739人)中、更新工事①を行っていない者(約300人)が、令和2年度から令和6年度までに更新工事①を行うと推計。
 - ⇒ 1年度当たり6,348,000円(60人×105,800円)
- ☑ 更新②を行っていない者(約600人)の8割(480人)が、令和7年度から令和16年度までに更新工事②を行うと推計
 - ⇒ 1年度当たり5,078,400円(48人×105,800円)
- ☑ 次の者に対する空調機の更新工事(令和3年度以降の転入者は設置工事)への補助を追加する。
 - ⇒ 溝辺及び隼人の基金区域内に基準日後に転入してきた世帯

8 対象事業の見直しに係る方向性及び財政シュミレーション

基金区域への転入世帯を補助対象に追加した場合の財政シュミレーション



9 財政シミュレーションの結果等を踏まえた見直し案

<結果>

- ☑ 令和15年度には基金残高不足に陥る可能性がある。
- ☑ 現行制度の基金対象者は、令和15年度以降も空調機の更新に係る補助金交付申請を行うことが確実であり、基準日以前に転入してきた者が有する既得の権益的地位を損なうことは明らかである。
- ☑ 本シミュレーションを踏まえ、基金事業の対象事業の見直し案は次のとおりとする。



- ☑ 空調機の更新限度回数を現行の2回から**3回に拡大**する。
- ☑ 社会福祉法人等が社会福祉施設等(児童福祉施設、身体障害者施設、老人福祉施設等)の環境改善を図るための事業(冷暖房機器や資機材の設置)を行う場合、その費用の全部又は一部を補助する。

10 見直し後の空港周辺地域環境整備事業の概要(現行制度のみ掲載)

個人に対する支援

①空気調和機器設置費補助金(市)

改正

- 対象区域:基金区域(溝辺・隼人)
- 対象戸数:739世帯(溝辺662世帯・隼人77世帯)
- 補助対象:国の住宅騒音防止対策で設置した冷暖房機器の更新
- 対象経費:市販されている冷暖房機器の更新工事【3回目まで】
- 費用負担:基金95%、自己負担5%

②空気調和機器設置費補助金(国)

- 対象区域:第一種区域(溝辺・隼人)
- 対象戸数:27世帯(溝辺7世帯・隼人20世帯)
- 補助対象:昭和57年3月30日現在所在する住宅。
- 対象経費:市販されている冷暖房機器の更新工事【3回目まで】
- 費用負担:国補助60%、基金25%、市10%、自己負担5%

③空気調和機器稼働費補助金(市)

- 対象区域:第一種区域(溝辺)
- 対象戸数:7世帯
- 補助対象:昭和57年3月30日において現に所在する住宅で、同日以前から居住している者。
- 対象経費:月の住宅用電気代
- 費用負担:市(航空機燃料譲与税)100%(ただし、限度額は年3万円)

④テレビジョン放送受信料補助金

- 対象区域:基金区域(溝辺)・第一種区域(溝辺)
- 対象戸数:669世帯
- 補助対象:
平成21年3月31日以前から引き続き居住する世帯で、NHKと放送受信契約を締結している者。
- 補助対象経費:NHK放送の受信料
- 費用負担:基金100%(ただし、限度額は年2,820円。)

団体に対する支援

⑤空港周辺地域環境整備交付金

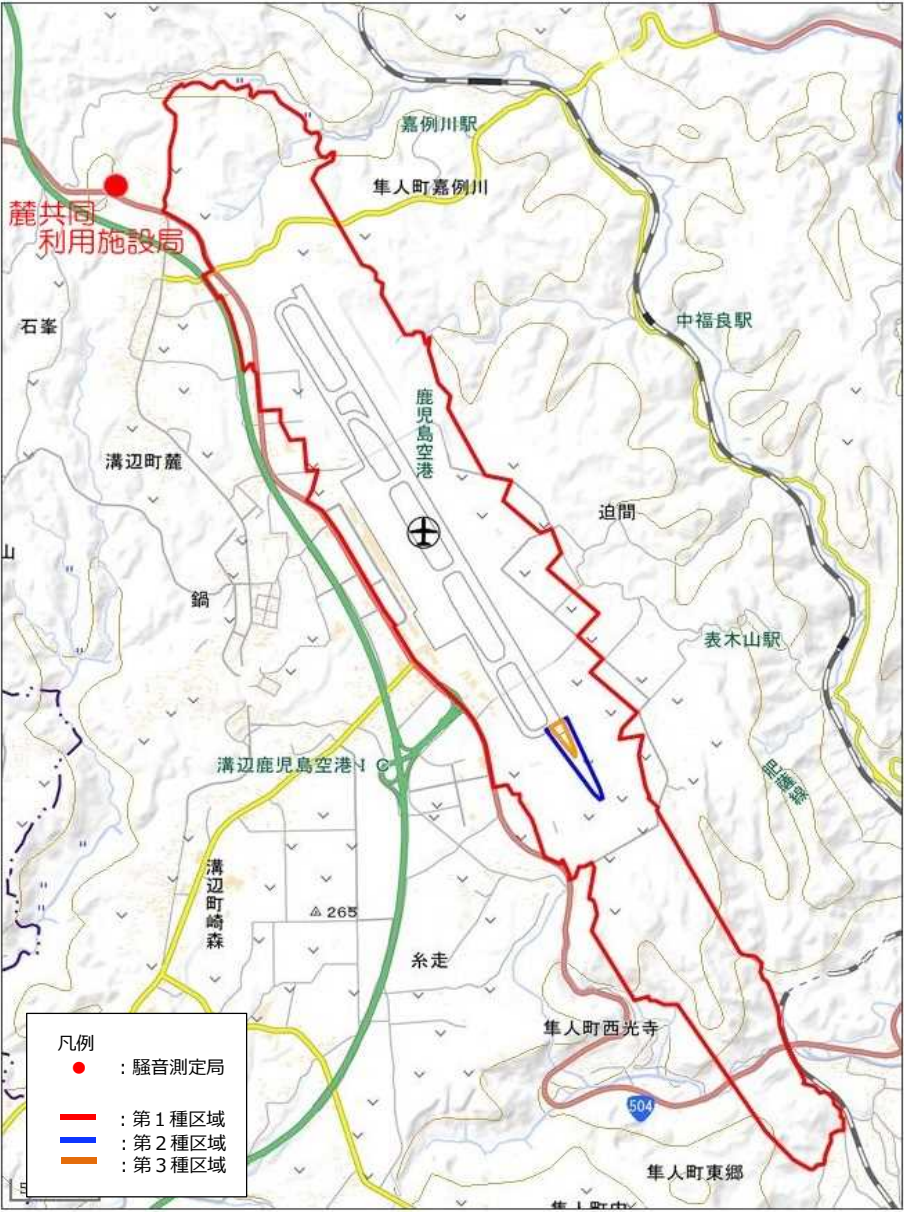
- 交付対象者:溝辺地区の9地区自治公民館並びに隼人地区の3地区自治公民館及び一部の自治会
- 対象経費:①霧島市地域振興補助金の対象事業②霧島市地区活性化補助金の対象事業③防犯灯のLED化事業
- 費用負担:基金100%(全額が県からの補助金)

⑥空気調和機器設置費補助金(社会福祉施設等)

新規

- 対象区域:基金区域
- 補助対象:社会福祉施設等(幼稚園、保育所、障害者支援施設、児童発達支援センター、特別養護老人ホーム等)
- 対象経費:冷暖房機器等の設置に係る経費
- 費用負担:基金95%、自己負担5%(ただし、限度額あり)

鹿児島空港周辺騒音測定局位置図



※騒音対策区域線について
 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく、告示上の騒音対策区域に関する縦覧図は鹿児島空港事務所にあり、本ページでは参考としての掲載となります。

地図出典：国土地理院ホームページ 地理院地図（電子国土web）を加工して作成

空港所在地情報

- 所在地 鹿児島県霧島市溝辺町麓
- 位置 北緯：31° 48' 12" 東経：130° 43' 10"
- 標高 892 ft (271. 6m)

鹿児島空港 航空機騒音監視測定局における航空機騒音測定結果

ふもと

きりしまし みぞべちよう ふもといしみね

麓共同利用施設局（霧島市溝辺町麓石峯）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間値	WECPNL 年間値（参考）
平成28年	Lden	57.0	56.2	56.8	56.8	55.9	55.5	55.8	56.3	56.2	57.1	57.7	57.2	57	69.2
平成29年	Lden	57.0	56.4	57.6	56.6	56.8	56.5	56.1	57.1	57.5	57.6	58.3	57.2	57	69.6
平成30年	Lden	57.4	57.4	57.4	56.1	56.5	56.0	55.7	55.9	57.5	57.7	58.5	57.9	57	69.6
令和1年	Lden	57.5	58.3	58.0	56.9	56.4	56.4	56.5	56.4	56.2	57.5	57.8	57.7	57	69.7

《参考情報》

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間値
令和1年	WECPNL	70.1	70.8	70.6	69.4	68.9	69.1	69.1	68.9	68.6	69.9	70.4	70.2	69.7
	騒音発生回数	2,906	2,593	2,894	2,653	2,514	2,457	2,018	2,265	2,411	2,681	2,663	2,893	30,948
	パワー平均（dB）	76.5	77.4	77.0	76.0	75.6	76.0	76.9	76.3	75.8	76.7	77.1	76.6	76.5

※平成25年度から航空機騒音に係る環境基準の改正により航空機騒音の評価指標が、WECPNLからLdenに変更されました。WECPNLの年間値を参考のため併記しています。

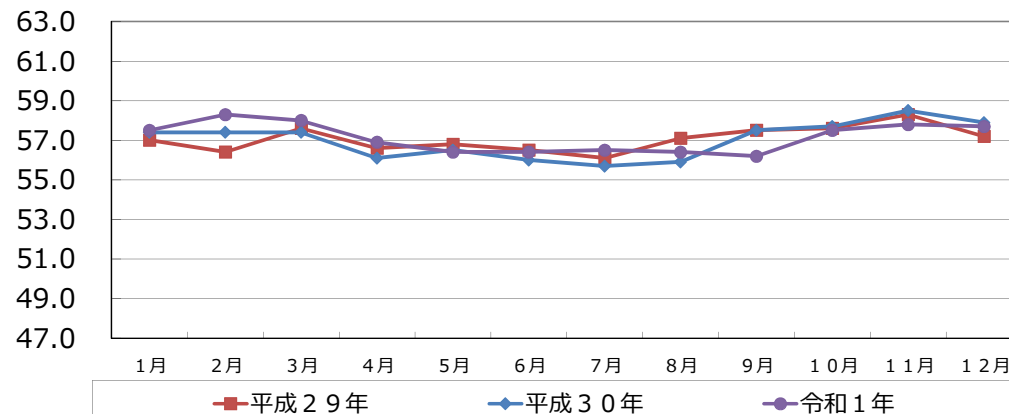
※Ldenとは、「時間帯補正等価騒音レベル」のことで、夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベルを示します。単位はデシベル（dB）。

※WECPNLとは、「加重等価継続感覚騒音レベル」のことで、昭和48年から平成24年までの間において適用されていた航空機騒音に係る環境基準です。

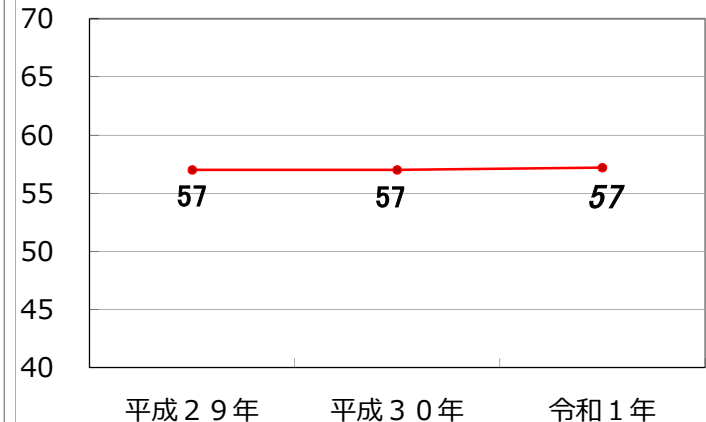
※パワー平均とは、最大騒音レベルの平均値を示します。単位はデシベル（dB）。

【欠測等情報】 平成29年7月28日、8月16日停電のため欠測。 平成30年9月30日・10月1日 停電のため欠測。 令和1年5月2日・3日 機器不具合のため欠測。

航空機騒音監視測定局における月間Ldenの変化



騒音監視測定局における年間Ldenの変化
(過去3年間の推移)



鹿児島空港における航空路線の状況について

令和2年9月18日 鹿児島県企画部交通政策課

1. 運用時間延長時間帯におけるダイヤ設定状況について

(1) 早朝時間帯（～7：30）のダイヤ設定

航空会社	路線	時間
J A C	鹿児島ー徳之島	鹿児島 発 07：25 (始発便)
J A C	鹿児島ー喜界	鹿児島 発 07：30

(2) 深夜時間帯（21：00～）のダイヤ設定

航空会社	路線	時間
A N A	伊丹ー鹿児島	鹿児島 着 21：05
J A C	松山ー鹿児島	鹿児島 着 21：10 (最終便)
ソラシド	沖縄ー鹿児島	鹿児島 着 21：10 (最終便)

2. 国際線の状況について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全便運休中

○鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則

平成17年11月7日

規則第25号

改正 平成18年3月31日規則第51号

平成19年3月31日規則第21号

平成27年4月30日規則第28号

平成28年11月18日規則第36号

平成29年3月31日規則第23号

(設置)

第1条 鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成17年霧島市条例第87号。以下「条例」という。)第1条の目的を達成するため、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会)

第2条 委員会の委員は、18名以内をもって構成する。

(1) 企画部長

(2) 地区自治公民館代表 12名以内

(3) 識見を有する者 5名以内

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を辞したときは、委員の職を失うものとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(任務)

第3条 委員会は、条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 環境整備の基本的基準に関する事項

(2) 鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画に関する事項

(3) その他必要な事項

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長が必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査会)

第5条 必要に応じ、委員会に審査会を置くことができる。

2 審査会は、委員会において指名する者5人以内で構成する。

3 審査会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の任務)

第6条 審査会は、霧島市航空機騒音対策住宅騒音防止工事施工住宅補修費等補助金交付要綱(平成17年霧島市告示第17号)第4条(その他市長が特に必要と認める事業にかかわるものに限る。)による事業の申請につき、審査する。

2 審査会は、申請に係わる事業について適又は不適を委員長を通じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部地域政策課が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第21号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月30日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月18日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第23号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。